

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(96)」

2. 日時：平成29年2月27日（月）16時00分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁7階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：内藤安全管理調査官、御田安全管理調査官、竹内安全審査官、田上安全審査官、野田安全審査官、谷安全審査官、佐口安全審査官、岸野安全審査官、竹野技術参与

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長 他10名

5. 要旨

①東京電力ホールディングスから、平成25年9月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の設置変更許可申請のうち、敷地の地質・地質構造、基準地震動の策定、火山影響評価、並びに津波評価に関して説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

【敷地の地質・地質構造について】

- ・ L_1 断層と L_2 の断層の関係についての、条線方向による評価については、断層面及び条線の計測地点を示すとともに、条線方向についての記載を適正化すること。また、条線方向のデータが断層の成因を地すべり性の断層と判断する根拠として妥当であるのか確認すること。
- ・ L_1 断層及び L_2 断層の破碎部の性状の説明にあたっては、破碎部の粘土の有無の記載を加えること。

【基準地震動の策定について】

- ・強震動予測手法（「レシピ」）の平成28年12月の修正に伴った震源断層モデルの設定の説明については、（ア）の方法を用いた理由を、実際に検討で考慮した事項に基づき、より詳細な説明を加えること。

【津波評価について】

- ・敷地周辺海域の活断層による津波におけるすべり分布の不均質性を考慮したケースについては、パラメータスタディにおける大すべり域の配置の考え方を示すこと。
- ・津波水位評価地点の名称として、「荒浜側防潮堤外」は特定の場所を示す適切な表記ではないため記載を適正化すること。
- ・「浸水を防止する敷地」についての説明とその図示範囲の齟齬があるため、記載の確認と適正化を行うこと。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉 資料変更箇所
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉 敷地の地質・地質構造について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉 基準地震動の策定について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉
基準地震動の策定について【補足説明資料】
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉
基準地震動の策定について コメント回答
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における津波評価について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉 火山影響評価について